## ●訪問型・通所型サービス B 事業を実施する際の流れ







団体は、市に申請を行う

## 【交付申請に必要な書類】

- •補助金交付申請書(市補助金交付規則様式第1号)
- 事業計画書 (交付要綱様式第1号)
- 収支予算(決算)書 (交付要綱様式第2号)
- ・事業計画に関する見積書等
- · 定款、規約、会則等
- 活動実績がわかるもの (パンフレットなど)



② 審杳

③交付決定

## ④サービス提供









市は、交付申請に基づき審査する

審査の結果、交付の可否を決定する

団体は、地域包括支援センターのケアマネジメントにより サービス B 事業の利用が適当と判断される者に対し、 サービス提供を開始する。

※介護予防手帳を活用し、利用者の状況を把握

5実績報告 3月中旬まで



団体は、市に実績報告書を提出する

## 【実績報告に必要な書類】

- •補助金実績報告書(市補助金交付規則様式第8号)
- •月別事業報告書 (交付要綱様式第3号)
- 収支予算(決算)書 (交付要綱様式第2号)
- 領収書等



⑥補助金の確定

⑦補助金の請求



市は、実績報告に基づき、補助金を確定する。

団体は、補助金交付請求書を提出する。

●問い合わせ先

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課地域支援係

電話:0287-62-7327

